

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松江市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>本事務は予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病(※1)のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、給付、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)による予防接種の実施に関する事務を行うものである。</p> <p>上記の特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施 ②予防接種の記録(※2) ③予防接種済証の発行 ④健康被害の救済措置 ⑤予防接種の勧奨 ⑥実費の徴収</p> <p>(※1)A類疾病とは、人から人に感染することによる発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の症状の程度が重篤になる恐れがあることから、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病。</p> <p>B類疾病とは、個人の発病またはその重症化を防止し、併せてそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病。</p> <p>(※2)新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の記録を含む。</p>
③システムの名称	健康管理システム、宛名システム、中間サーバー、番号連携サーバー、既存住民基本台帳システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1号(別表14項、126項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)(別表14項、126項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報連携主務省令)(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)<ul style="list-style-type: none">・第2条の表 25項、26項、153項、154項・第27条、第28条、第155条、第156条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松江市 総務部総務課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel.0852-55-5555(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松江市 政策部デジタル戦略課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel.0852-55-5555(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人未満(任意実施) <input checked="" type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input checked="" type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input checked="" type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> 発生あり

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<input type="checkbox"/> 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <input type="checkbox"/> 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <input type="checkbox"/> 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/>	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <input type="checkbox"/> 接続しない(入手) <input type="checkbox"/> 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、システムで照会を行う際には4情報又は住所を含めた3情報により行う事を厳守していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I-5-①部署	健康福祉部 保健センター	子育て部 子育て支援課	事後	機構改革による変更
令和1年6月25日	I-5-②所属長の役職名	小林 三浩	子育て支援課長	事後	機構改革による変更
令和1年6月25日	IVリスク対策	-	(各項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和2年6月1日	I-8連絡先	情報政策課	情報統計課	事前	
令和2年6月1日	II-1対象人数 時点	令和元年6月25日時点	令和2年4月30日時点	事前	
令和2年6月1日	II-2取扱人数 時点	令和元年6月25日時点	令和2年4月30日時点	事前	
令和7年1月30日	I-1-②事務の概要	<p>本事務は予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病(※)のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、給付、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施 ②予防接種の記録 ③予防接種済証の発行 ④健康被害の救済措置 ⑤予防接種の勧奨 ⑥実費の徴収</p> <p>(※)A類疾病とは、人から人に感染することによる発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の症状の程度が重篤になる恐れがあることから、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病。 B類疾病とは、個人の発病またはその重症化を防止し、併せてそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病。</p>	<p>本事務は予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病(※1)のうち政令で定めるものについて、市内に住所を有する者に対し、期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、給付、実費徴収等の事務を行うものである。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号、以下「特措法」という。)による予防接種の実施に関する事務を行うものである。</p> <p>上記の特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①予防接種の実施 ②予防接種の記録(※2) ③予防接種済証の発行 ④健康被害の救済措置 ⑤予防接種の勧奨 ⑥実費の徴収</p> <p>(※1)A類疾病とは、人から人に感染することによる発生及びまん延を予防するため、又はかかった場合の症状の程度が重篤になる恐れがあることから、その発生及びまん延を予防するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病。 B類疾病とは、個人の発病またはその重症化を防止し、併せてそのまん延の予防に資するため特に予防接種を行う必要があると認められる疾病。</p>	事後	特定個人情報保護評価の統合によるもの(「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る事務」及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」を本「予防接種に関する事務」へ統合)
令和7年1月30日	I-1-③システムの名称	保健衛生システム、宛名システム、中間サーバー、番号連携サーバー	健康管理システム、宛名システム、中間サーバー、番号連携サーバー、既存住民基本台帳システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	特定個人情報保護評価の統合によるもの(「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る事務」及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」を本「予防接種に関する事務」へ統合)
令和7年1月30日	I-3法律上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項(別表第一10項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1号(別表14項、126項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条、第67条の2</p>	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正による変更
令和7年1月30日	I-4-②法律上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・(第一欄)情報照会者が「市町村長」の項目のうち、(第二欄)事務が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(17、18、19の項)(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・(第二欄)事務が「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」であって、(第三欄)情報提供者が「市町村長に該当するもの」の項(17、18、19の項)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)(別表14項、126項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(情報連携主務省令)(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)</p> <p>・第2条 25項、26項、153項、154項</p> <p>・第27条、第28条、第155条、第156条</p>	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正による変更
令和7年1月30日	I-5-①部署	子育て部 子育て支援課	健康福祉部 健康推進課	事後	機構改革による変更
令和7年1月30日	I-5-②所属長の役職名	子育て支援課長	課長	事後	機構改革による変更
令和7年1月30日	I-8連絡先	情報統計課	デジタル戦略課	事後	機構改革による変更
令和7年1月30日	II-1対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	特定個人情報保護評価の統合によるもの(「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る事務」及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」を本「予防接種に関する事務」へ統合)
令和7年1月30日	II-1対象人数 時点	令和2年4月30日時点	令和6年12月2日時点	事後	特定個人情報保護評価の統合によるもの(「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る事務」及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」を本「予防接種に関する事務」へ統合)
令和7年1月30日	II-2取扱人数 時点	令和2年4月30日時点	令和6年12月2日時点	事後	特定個人情報保護評価の統合によるもの(「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る事務」及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」を本「予防接種に関する事務」へ統合)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報保護評価の統合によるもの(「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る事務」及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」を本「予防接種に関する事務」へ統合)
令和7年1月30日	Ⅳ-1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報保護評価の統合によるもの(「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る事務」及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」を本「予防接種に関する事務」へ統合)
令和7年1月30日	Ⅳ-4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	十分である	事後	特定個人情報保護評価の統合によるもの(「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る事務」及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」を本「予防接種に関する事務」へ統合)
令和7年1月30日	Ⅳ-5特定個人情報の提供・移転	十分である	[○]提供しない	事後	特定個人情報保護評価の統合によるもの(「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に係る事務」及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務」を本「予防接種に関する事務」へ統合)
令和7年1月30日	Ⅳ-8人の手を介させる作業	-	十分である	事後	様式変更に伴う追加
令和7年1月30日	Ⅳ-8人の手を介させる作業判断根拠	-	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、システムで照会を行う際には4情報又は住所を含めた3情報により行う事を厳守していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う追加
令和7年1月30日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策	-	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式変更に伴う追加